

APAMAN



2024年9月18日

各 位

会 社 名 A P A M A N 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 大 村 浩 次
(東証スタンダード・コード8889)
問 合 せ 先 管 理 本 部 副 本 部 長 高 田 雅 弘
T E L 0 5 7 0 - 0 5 8 - 8 8 9

(開示事項の経過) 臨時株主総会の不開催及び基準日の取消しに関するお知らせ

2024年9月12日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」にて開示した事項について、下記のとおりお知らせいたします。

記

2024年9月12日に公表した「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、株式会社ASN（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注）を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、かつ、公開買付者が合計で当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合には、会社法第180条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を2024年11月中旬に開催することを、当社に要請する予定とのことであったため、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定しておりました。

しかしながら、本日付「株式会社ASNによる当社株式等に対する公開買付けの結果並びに親会社、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社並びに主要株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、本公開買付けの結果、公開買付者が当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至り、本株式併合は行われなかったこととなりましたので、本臨時株主総会は開催せず、上記基準日につきましても取り消すことといたしました。

(注)「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます。

- ① 2020年1月31日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第6回新株予約権（行使期間は2021年1月1日から2025年8月26日まで）
- ② 2022年2月10日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第7回新株予約権（行使期間は2022年3月18日から2032年3月17日まで）

以上